

		項目	新単位数	算定の制限、回数等	
訪問看護費	看護師	20分未満の訪問	314		
		20分以上30分未満	471		
		30分以上60分未満	823		
		60分以上90分未満	1,128		
	理学療法士等	20分1回	294		
予防訪問看護費	看護師	20分未満の訪問	303	支援1.2の人	
		20分以上30分未満	451	支援1.2の人	
		30分以上60分未満	794	支援1.2の人	
		60分以上90分未満	1,090	支援1.2の人	
	理学療法士等	20分1回	284	支援1.2の人	
	理学療法士等	20分1回(初回月から12ヶ月を超えた場合)	279	支援1.2の人	
加算	時間外	夜間	18:00~22:00	25%増 1回の訪問時間に対し	
		早朝	6:00~8:00	25%増 1回の訪問時間に対し	
		深夜	22:00~6:00	50%増 1回の訪問時間に対し	
	利用時のみ		サービス提供体制強化加算1	6	1回につき
			看護体制強化加算Ⅰ	550	1ヶ月につき
			看護体制強化加算Ⅱ	200	1ヶ月につき
			看護体制強化加算	100	支援1.2の人 1ヶ月につき
			初回加算	300	1ヶ月につき
			初回加算	350	退院日に訪問した場合
			退院時共同指導加算	600	1回につき
			看護介護職員連携強化加算	250	要支援の方は除く,1ヶ月につき
			長時間訪問看護加算	300	90分以上の訪問時
			複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	254	看護師等の場合
			複数名訪問看護加算Ⅰ(30分以上)	402	看護師等の場合
			複数名訪問看護加算Ⅱ(30分未満)	201	看護補助者の場合
			複数名訪問看護加算Ⅱ(30分以上)	317	看護補助者の場合
			緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	契約した場合
			特別管理加算Ⅰ	500	
			特別管理加算Ⅱ	250	
			ターミナルケア加算	2,500	要支援の方は除く
	口腔連携強化加算	50	契約した場合		
	専門管理加算	250	褥瘡等の専門の看護師による計画管理		

*月の2回目以降の時間外緊急訪問には時間外加算がつきます。

上記の単位を1ヶ月で合計し、10.21円をかけた金額の1割から3割(介護保険証の負担割合)を負担して頂きます。

		項目	新単価(円)	算定の制限、回数等
基本療養費	看護師の訪問	基本療養費(Ⅰ)週3日まで	5,550	1日につき
		基本療養費(Ⅰ)4日目以降	6,550	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)週3日まで(同一日2人)	5,550	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)4日目以降(同一日2人)	6,550	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)週3日まで(同一日3人以上)	2,780	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)週4日目以降(同一日3人以上)	3,280	1日につき
	理学療法士等の場合	基本療養費(Ⅰ)	5,550	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)(同一日2人)	5,550	1日につき
		基本療養費(Ⅱ)(同一日3人以上)	2,780	1日につき
			基本療養費(Ⅲ)	8,500
加算		管理療養費初日	7,670	月の初回訪問日
		管理療養費2日目以降	3,000	1日につき
		医療D X情報活用加算	50	1ヶ月につき
		ベースアップ評価加算(Ⅰ)	780	1ヶ月につき
加算(利用時のみ)		1日複数回訪問(2回目の訪問)	4,500	
		1日複数回訪問(2回目の訪問、同一日3人以上)	4,000	
		1日複数回訪問(3回目以上の訪問)	8,000	
		1日複数回訪問(3回目以上の訪問、同一日3人以上)	7,200	
		長時間訪問看護加算	5,200	90分以上の訪問
		複数名訪問加算(看護師等同行)	4,500	週1回
		夜間・早朝加算	2,100	6:00~8:00 18:00~22:00の訪問
		深夜加算	4,200	22:00~6:00の訪問
		24時間対応体制加算	6,800	1ヶ月につき
		緊急訪問看護加算	2,650	月14回までの緊急訪問時1回につき
		緊急訪問看護加算	2,000	月15回以降の緊急訪問時1回につき
		特別管理加算	2,500	1ヶ月につき
		特別管理加算(重症)	5,000	1ヶ月につき
		退院時共同指導加算	8,000	1回につき 90分以上は8400円
		退院時共同指導の特別管理指導加算	2,000	1回につき
		退院支援指導加算	6,000	1回につき
		在宅患者連携指導加算	3,000	他医療機関との情報共有と連携(1ヶ月につき)
		看護・介護職員連携強化加算	2,500	1ヶ月につき
		専門管理加算	2,500	褥瘡等の専門看護師による計画管理
		在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	緊急時に行われるカンファレンス(1回につき)
	情報提供療養費 1	1,500	市町村への情報提供 1ヶ月につき	
	情報提供療養費 3	1,500	医療機関等への情報提供 1ヶ月につき	
	ターミナルケア療養費1	25,000		

* これらの合計金額の1割から3割(医療保険証の負担割合)を負担して頂きます。
(但し、特定医療費受給者証をお持ちの方は1ヶ月の上限額まで)

別途料金

交通費	50	1kmにつき(片道のみ、端数距離は切り上げ)
長時間訪問	3,000	2時間を超えた場合30分ごとに
休日訪問	2,000	営業日以外の訪問時

交通費は毎回負担して頂きますが、その他はご利用時のみになります。